

横浜市事業評価会議開催要綱

制定 平成23年7月20日総し第114号（局長決裁）

（会議の内容）

第1条 横浜市事業評価会議（以下、「会議」という）において、会議の構成員が横浜市の事業等について評価し、今後の方向性等を議論するものとする。

（会議の目的）

第2条 市民が直接参加し、公開の場で議論を行うことにより、事業を効果的かつ効率的に実施し、透明性、信頼性の高い市政を確立することを目的とする。

（構成員・補欠構成員）

第3条 会議は、構成員等により実施する。

- 2 構成員とは、公募により選考された市民及び総務局しごと改革推進課（以下「事務局」という）が依頼した者をいう。
- 3 補欠構成員は、公募により選考された市民の構成員の中から欠席者が発生した場合に、別途事務局より会議に参加要請される可能性のある、公募により選考された市民をいう。なお、事務局の要請により、会議の参加を受諾した場合、補欠構成員は構成員となる。

（会議の招集・開催）

第4条 会議の招集は、事務局が行う。

- 2 会議の進行は、別途事務局が依頼した者が行う。
- 3 会議は、出席者数に関わらず開催する。

（会議および構成員の公開）

第5条 会議及び構成員の氏名は一般に公開する。

（禁止事項）

第6条 以下の行為を禁止する。

- (1) 会議において、第三者を誹謗・中傷し、又は差別すること
- (2) 会議中に不適切な発言を行うなど、会議の進行を妨げること
- (3) 会議において、もっぱら営利を目的とする発言や行為を行うこと
- (4) その他法令に違反する行為を行うこと

（住所・連絡先の変更）

第7条 構成員は、参加申込後、謝金の源泉徴収票送付までの間に住所・連絡先の変更があった場合は、郵送、FAXまたは電子メールの方法により速やかに事務局に連絡しなければならない。

- 2 補欠構成員は、参加申込後、会議開催日までの間に住所・連絡先の変更があった場合は、郵送、FAXまたは電子メールの方法により速やかに事務局に連絡しなければならない。

(欠席)

第8条 構成員は、会議にやむを得ず欠席する場合は、速やかに事務局に連絡しなければならない。構成員に欠席者が発生した場合、事務局は補欠構成員に出席を依頼することができる。

(構成員・補欠構成員の取消)

第9条 構成員、補欠構成員が次のいずれかに該当する場合には、事務局の判断により、その資格を取消することができる。

- (1) 応募に際して、参加申込書に虚偽があることが判明した場合
- (2) 本規定に違反する事実があると認めた場合
- (3) 会議の円滑な運営に支障があると認めた場合
- (4) その他、事務局が必要と認めた場合

(謝金)

第10条 会議は出席した構成員に対しては、別途定める金額の謝金を横浜市が支払うこととする。ただし、第6条に定める「禁止事項」に該当する行為を行ったために、会議の途中等に事務局が構成員としての資格を取り消した場合は、原則、謝金を支給しないこととする。

2 支払い方法

謝金は、源泉徴収後の金額を原則銀行振込にて支払う。事務局は、後日源泉徴収票を送付する。

(代理の禁止)

第11条 構成員ならびに補欠構成員の代理は認めない。

(個人情報の取扱い)

第12条 横浜市は参加申込をした市民の情報については、横浜市個人情報保護条例の規定に基づき厳正に取り扱うこととする。なお、構成員の氏名は、市ホームページ等で公表することとする。

(庶務)

第13条 会議における庶務は、総務局しごと改革推進課において処理することとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年7月20日から施行する。